

発議第一号

養老町斎苑の事務検査に関する決議について

事務検査に関する決議についての議案を、会議規則第十四条第一項及び第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十五年三月四日 提出

提出者 養老町議会議員

岩三野水谷  
永田村  
義正永久  
仁敏一美子

大早中  
橋崎村

三百辰  
男合夫  
子

長吉田  
澤田中

龍太敏  
夫郎弘

養老町議会議長 松永民夫 様

## 養老町斎苑の事務検査に関する決議

地方自治法第九十八条第一項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

### 記

#### 一、検査事項

養老町斎苑「清華苑」の運営業務に係る事務処理に関する事項

#### 二、検査方法

(2)(1) 関係書類及び報告書の提出を求める。

検査は、地方自治法第百十条及び委員会条例第五条の規定により、委員十人で構成する養老町斎苑特別委員会を設置し、これに付託して行う。

#### 三、検査権限

本議会は、一に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第九十八条第一項の権限を養老町斎苑特別委員会に委任する。

#### 四、検査期限

養老町斎苑特別委員会は、一に掲げる検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

(理由) 本検査は、養老町斎苑の「清華苑」勤務の嘱託職員による公金の着服について、執行機関の事務処理の実態や真相を把握し、再発防止に向けての適正化を図り、また、今後の議会の監視機能や政策機能の發揮に万全を期すため行う。